

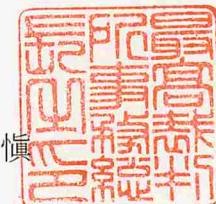
最高裁秘書第221号

令和3年2月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書開示通知書

令和2年12月28日付け（令和3年1月4日受付、第020845号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「家庭局News（Vol. 65）」（片面で1枚）
- (2) 「家庭局News（Vol. 66）」（片面で1枚）

##### 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



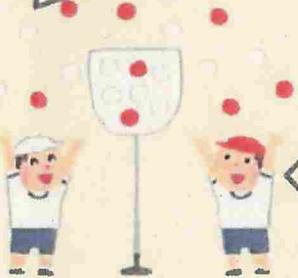
完成しました！  
「意思決定支援を踏まえた  
後見事務のガイドライン」



このガイドラインは、どんな経緯で作成されたの？  
また、どんな位置づけのものなの？



約1年半かけて  
完成したよ！



基本計画や専門家会議では、後見人は、できる限り本人の意思を尊重して後見事務を行う必要があると指摘されていました。これを受けて、最高裁、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）から成るワーキンググループにおいて、このガイドラインを作成しました。作成の過程では、当事者団体に対するヒアリングも実施しました。ガイドラインに拘束力はなく、全国一律の基準を示したものではありません。しかし、今後、後見人が意思決定支援を踏まえた後見事務を行う上で参考にされることが期待されます。

どんな内容なの？

専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人を含め、広く後見人等に選任された方において、意思決定支援を踏まえた後見事務や、代行決定を行う際のプロセスを示したものです。

ガイドラインの全体像を把握するには、まずは、「基本的な考え方」や「チャート」を見てみてください。



ガイドラインには、実践で使えるアセスメントシートの書式や記載例も添付されています！

一読しただけでは  
難しそう…。  
公表後、後見人向け  
の研修は予定されて  
いるの？



今年度以降、厚労省において、約2年間かけて、主に専門職後見人を対象者として、研修が実施される予定です。



専門職団体でも、  
内部での研修が検討されています。

ガイドライン・添付資料一式は「後見ポータルサイト」の  
「資料・ビデオ」に掲載しているので、ぜひ一読してね～～



## 少年法に関する法制審答申!

- ・10月29日、法制審議会第188回会議で、諮問第103号についての答申案が採択され、同日、法務大臣に答申されました。
- ・約3年半にわたる部会の議事録については、  
こちら※でチェックできるよ!

主なポイントは・・・  
罪を犯した18・19歳の者につき  
✓ 全件家裁送致維持  
✓ 原則検送対象事件の拡大  
✓ 犯した罪に対応する責任の範囲内での処分 etc...

※各自のPCでJ-NETポータルにログインし、家事少年データベース(Famil☆in)を開いてからクリックしてね☆

